

麦・大豆生産技術向上事業実施要領

制 定 令和4年12月12日付け4農産第3475号
一部改正 令和5年12月4日付け5農産第3262号
一部改正 令和6年4月1日付け5農産第4298号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

麦・大豆生産技術向上事業の実施に当たっては、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業実施主体

要綱別表1に掲げる事業実施主体は、次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表1の事業実施主体欄の1の（1）、2の（1）及び3の（1）については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
 - ① 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - ② 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 2 要綱別表1の事業実施主体欄の1の（2）、2の（2）及び3の（2）は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。
- 3 要綱別表1の事業実施主体欄の3の（5）の団体は次のいずれかに該当する者とする。
 - （1）地方公共団体が出資している農業研究機関
 - （2）その他事業目的の達成に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

第3 対象となる作物

水田及び畑地において作付けされる麦（小麦、大麦及びはだか麦に限り、種子用を含む。以下同じ。）及び大豆（種子用を含む。以下同じ。）とする。

第4 事業の成果目標及び採択要件

1 成果目標

（1）成果目標の基準

要綱別表1の事業メニュー欄の1、2及び3の採択要件欄の（2）の農産局長が別に定める成果目標の基準は、別表1に定めるとおりとする。

（2）目標年度

麦の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々々年度、大豆の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々年度とする。

2 採択要件

要綱別表1の事業メニュー欄の1、2及び3の採択要件欄の（1）の麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という。）には、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向け

た推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

第5 事業内容、補助対象経費

要綱別表1の事業メニュー欄に掲げる事業メニュー（以下「事業メニュー」という。）の内容は次の1から4までに掲げるとおりとする。

事業実施主体は、国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえ、必要な事業メニューを選択して取り組むことができるものとする。

1 生産性向上の推進

- (1) 作付けの団地化、ブロックローテーション、適正輪作等による生産性向上の推進に当たり、別表2に掲げる経費について、次の表の左欄に掲げる作付面積に応じ、それぞれ右欄に掲げる助成金額の範囲内で補助するものとする。

作付面積		上限助成金額 (千円)
都府県	北海道	
50ha未満	100ha未満	1,000
50ha以上150ha未満	100ha以上300ha未満	2,000
150ha以上	300ha以上	3,000

なお、生産性向上の推進に要する人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）に基づき適正に算定するものとする。

- (2) 作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和5年12月4日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。

2 新たな営農技術等の導入

- (1) 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術等を導入する取組に対して助成するものとする。助成対象とする取組及び助成単価は、別表3のとおりとし、事業実施主体は、別表3の助成対象とする取組の欄の中から複数の取組を選択することができるものとする。ただし、選択した助成対象とする取組の助成単価の合計額が10,000円/10a以内となるよう選択するものとする。

なお、助成対象とする取組の助成単価は、その取組に対応する助成単価以内かつ500円単位で調整することができるものとする。

- (2) 助成対象となる面積は、事業により新たに営農技術等の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積とし、10aに満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。事業実施主体への助成金の支払いについては、必ず取組実施後に支払うこととする。

なお、別表3の助成対象とする取組欄の各営農技術の導入に当たっては、試験研究機関の研究成果等を踏まえ、普及組織等関係機関による適切な指導に基づき実施することとする。

- (3) 作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和5年12月4日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。
- (4) 農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が本メニューに取り組む場合は、事業メニューの1を実施することとする。ただし、事業メニューの1の実施については、当該メニューに係る取組内容を事業実施計画書（以下「事業計画」という。）に位置付ければ足りることとし、本事業による補助の有無は問わないこととする。

3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等

- (1) 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

ア 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は、機械ごとに50万円以上10,000万円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。

イ 導入する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 農業機械をけん引するため、当該機械とともに導入等を行う乗用トラクターについては、以下に掲げる要件を全て満たすもの。

（ア）専ら、麦・大豆の生産に使用するものであること。

（イ）導入等に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

（ウ）乗用トラクターの規格が、導入等を予定する機械に対して適切なものであること。

エ トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（同時に導入する農業機械に設置するものを除く。）等、麦・大豆の生産以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

- (2) 農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が本メニューに取り組む場合は、事業メニューの1を実施すること。ただし、事業メニューの1の実施については、当該メニューに係る取組内容を事業計画に位置付ければ足りることとし、本事業による補助の有無は問わないこととする。

- (3) 要綱別表第1の事業実施主体のほか、事業実施主体の農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が策定する国産化プラン及び事業計画に取組の中心的な農業者等として位置付けられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者（以下「事業実施者」という。）は、本メニューに取り組むことができるものとし、この場合にあつては、当該事業実施者が位置付けられた事業計画を策定した事業実施主体が事業メニューの1を実施することとする。

なお、民間事業者とは、農業支援サービス事業の展開を行う事業者であつて、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者とする。

4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組

本事業の実施に係る都道府県及び市町村の事務等に要する経費のうち、別表4に掲げる経費について補助するものとする。

なお、各都道府県における事業費（市町村分の事業費を含む。）は、事業メニュー2の事業費の10%以内とし、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する

人件費の算定等の適正化についてに基づき適正に算定するものとする。

また、都道府県及び市町村の取組については、要綱第5第2項に規定する都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）に具体的に位置付けられた取組とする。

第6 機械等の導入等に係る留意事項

1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

- (1) 導入等する機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

- (2) 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。

- (3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体又は事業実施者（以下「事業実施主体等」という。）において、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

- (4) 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

- (5) 事業実施主体等が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

- (6) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体等（事業実施主体等以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱い等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

- (7) 農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

- (8) 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

- (9) 事業実施主体等は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経

営局長連名通知)を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

(1) 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(2) 事業実施主体は、機械等の導入又は改良を行った場合は、要綱第23第1項第4号に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) 事業実施主体等以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

$$\text{事業実施主体等負担（事業費－補助金）} \div \text{当該機械等の耐用年数} \\ + \text{年間管理費}$$

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体等は賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1) 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(2) リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

$$\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \\ \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \\ \times \text{助成率（1／2以内）}$$

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \\ \times \text{助成率（1／2以内）}$$

(3) 事業実施主体等は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体等は、(3)の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、

都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

- (5) 事業実施主体等は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第7 実施基準

- 1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 第2の1の③の受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、成果目標の達成に向けて、麦・大豆の生産拡大に向けた取組を継続することとする。
- 5 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第8 事業実施の手続

1 事業計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別記様式第2号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、(1)により提出された事業計画を添付するものとする。

2 事業計画の審査基準等

- (1) 都道府県知事は、審査に当たって、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体が第2の基準を満たしていること。
 - イ 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
 - ウ 第3に定める作物に係る取組であること。
 - エ 第4の1の(1)の成果目標の基準を満たしていること。
 - オ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
 - カ 第5の3の取組を実施する場合は、第6に掲げる留意事項を全て満たしていること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業計画について、別表1の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまと

めの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、1の(2)の協議を受けた場合は、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- (3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。

4 事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1から3までに準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとの事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 事業実施主体ごとの事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- (5) 事業メニュー1から4までの相互間における事業費又は国庫補助金の30%を超える増減
- (6) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、要綱第10第1項による交付決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体等が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) 交付決定前に事業に着手する場合は、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとし、要綱第8の規定による交付申請書（以下「交付申請書」という。）に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (4) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による交付決定前の事業の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体等を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

- (1) 事業実施主体等は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる

- 場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

第9 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第10 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別記様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は1により報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の8月末日までに別記様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。
また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第11 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別記様式第6号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて点検を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成し、及び報告するよう指導・助言するものとする。
- 3 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の8月末日まで別記様式第7号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 4 都道府県知事は、事業評価の結果について公表するものとする。
- 5 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった場合には、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。
- 8 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。
また、7の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

第12 推進指導

都道府県は、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

第13 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第14 その他

事業実施主体等は、必要に応じて、農業共済組合等と連携し、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入等に努めるものとする。

附 則

この通知は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年12月4日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和5年度以前の予算にかかる事業については、なお従前の例による。

麦・大豆生産技術向上事業の配分基準について

本事業の都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、重要な事業メニューを優先した上で、事業計画の成果目標に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 予算額の配分に当たっては、第5の1、2及び4の事業メニューに係る要望額から配分するものとし、その結果、更に配分可能額がある場合は、第5の3の事業メニューに係る要望額へ配分を行うものとする。

なお、第5の3の事業メニューとともに第5の1の事業メニューに取り組む場合にあっては、第5の3の事業メニューに係る要望額への配分と同時に第5の1の事業メニューに係る要望額への配分を行うものとする。

- 2 農産局長は、予算の範囲内で別表1に掲げる成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

なお、水田及び畑地における第5の取組に対して、それぞれ予算配分の優先枠を設定するものとする。額の配分に当たっては、それぞれの優先枠の予算の範囲内においてポイントが上位の事業計画から配分対象とし、配分対象とならなかった事業計画については、優先枠外の予算の範囲内（それぞれの優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）で、ポイントが上位の事業計画から配分対象とするものとする。

第5の4の事業メニューについては、要望状況等を踏まえ配分するものとする。

- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

(別表 1) 成果目標の基準

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等	
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。 なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。
b	第5の1又は2に取り組む場合（cの場合を除く。）は、次の1若しくは2の区分A－1から成果目標を1つ選択し、又は次の3から成果目標を1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。
c	第5の1及び3又は第5の1、2及び3に取り組む場合は、次の1若しくは2の区分A－1及び区分A－2から成果目標を1つずつ選択し、又は次の3から成果目標を一つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。
d	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）別表1のIの3の（1）の麦・大豆機械導入対策で選択した成果目標は選択できないものとする。
e	区分Bに該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。
f	現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。
g	水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合は、作付割合の高い農地の成果目標を選択するものとする。
h	事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。 ・選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合 ・成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A－1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント

	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より 2 ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8 ポイント以上・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・ 2 ポイント	地域平均と比較した単収が現状より 3 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9 ポイント以上・・・ 8 ポイント 7 ポイント以上・・・ 6 ポイント 5 ポイント以上・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・ 2 ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より 2 %以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8 %以上・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・ 2 ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より 2 %以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8 %以上・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・ 2 ポイント
A-2	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より 2 ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8 ポイント以上・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・ 2 ポイント	団地化率が現状より 3 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9 ポイント以上・・・ 8 ポイント 7 ポイント以上・・・ 6 ポイント 5 ポイント以上・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・ 2 ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が 80 %を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より 1 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・10ポイント 4 ポイント以上・・・ 8 ポイント 3 ポイント以上・・・ 6 ポイント 2 ポイント以上・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・ 2 ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より 2 ポイント以上増加。 6 ポイント以上・・・10ポイント 5 ポイント以上・・・ 8 ポイント 4 ポイント以上・・・ 6 ポイント 3 ポイント以上・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・ 2 ポイント
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より 10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・ 8 ポイント 30ポイント以上・・・ 6 ポイント 20ポイント以上・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・ 2 ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より 11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・ 8 ポイント 33ポイント以上・・・ 6 ポイント 22ポイント以上・・・ 4 ポイント 11ポイント以上・・・ 2 ポイント

	⑦ 需要に応じた品種転換（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可）	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ④ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、法第31条に基づく有機農業を推進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合。 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に基づき策定された地域計画（以下この表において「地域計画」という。）において位置付けている場合。 ⑤ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント ⑥ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑦ 水稻裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント ⑧ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（令和6年度中に限り、協議の場合（基盤強化法第18条に規定する協議の場合をいう。）を設置し、協議を実施している場合を含む。）・・・2ポイント ⑨ スマート農業技術に対応した生産方式の変革（農業機械の自動走行・直進走行に適した畝間の調整、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート		

	農業技術に対応した栽培体系への見直し等）に取り組む場合・・・2ポイント
--	-------------------------------------

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A-1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント

	合に限り選択可)	3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	⑦ 需要に応じた品種転換（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可）	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ④ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、法第31条に基づく有機農業を推進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合。 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条		

	に基づき策定された地域計画（以下この表において「地域計画」という。）において位置付けている場合。 ⑤ 3年以上の複数年契約を締結する場合・・・2ポイント ⑥ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑦ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント ⑧ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（令和6年度中に限り、協議の場合（基盤強化法第18条に規定する協議の場合をいう。）を設置し、協議を実施している場合を含む。）・・・2ポイント ⑨ スマート農業技術に対応した生産方式の変革（農業機械の自動走行・直進走行に適した畝間の調整、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等）に取り組む場合・・・2ポイント
--	--

2 畑地

（1）小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A-1	① 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	② 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	③ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

	④ 需要に応じた品種転換（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可）	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、法第31条に基づく有機農業を推進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合。 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に基づき策定された地域計画（以下この表において「地域計画」という。）において位置付けている場合。 ④ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント ⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑥ 小麦の生産に新規で取り組む場合・・・2ポイント ⑦ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（令和6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、協議を実施している場合を含む。）・・・2ポイント ⑧ スマート農業技術に対応した生産方式の変革（農業機械の自動走行・直進走行に適した畝間の調整、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等）に取り組む場合・・・2ポイント		

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A-1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	④ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 需要に応じた品種転換(実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント

	4ポイント以上・・・2ポイント	5ポイント以上・・・2ポイント
⑥ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・2ポイント
B 加算	以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・・・・・・2ポイント ② 以下のいずれかに該当する場合・・・・・・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 ③ 以下のいずれかに該当する場合・・・・・・・・2ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、法第31条に基づく有機農業を推進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合。 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組を農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に基づき策定された地域計画（以下この表において「地域計画」という。）において位置付けている場合。 ④ 3年以上の複数年契約を締結する場合・・・・・・・・2ポイント ⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・・2ポイント ⑥ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・・・・・・2ポイント ⑦ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（令和6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、協議を実施している場合を含む。）・・・・・・・・2ポイント ⑧ スマート農業技術に対応した生産方式の変革（農業機械の自動走行・直進走行に適した畝間の調整、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等）に取り組む場合・・・・2ポイント	

3 小麦、大麦・はだか麦及び大豆の種子生産に係る成果目標

成果目標	成果目標の基準及びポイント
① 種子生産ほ場の集約化	集約面積が現状より 2 %以上増加。 10%以上・・・・・・・・15ポイント 8 %以上・・・・・・・・12ポイント 6 %以上・・・・・・・・9 ポイント 4 %以上・・・・・・・・6 ポイント 2 %以上・・・・・・・・3 ポイント
② 種子の合格率の向上	種子の合格率を現状（直近 5 中 3）の値と比べて 2 ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・・・・・・15ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・9 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・3 ポイント
③ 種子の生産面積の拡大	種子の生産面積が 2 %以上増加。 10%以上・・・・・・・・15ポイント 8 %以上・・・・・・・・12ポイント 6 %以上・・・・・・・・9 ポイント 4 %以上・・・・・・・・6 ポイント 2 %以上・・・・・・・・3 ポイント
④ 種子更新率の向上	種子の更新率を現状（直近 5 中 3）の値と比べて 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上又は更新率が100%・・・・・・・・15ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・9 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・6 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・3 ポイント
⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加	災害対策用種子の備蓄割合が現状（直近 5 中 3）より 2 ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・15ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・9 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・3 ポイント
⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加	他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状（直近 5 中 3）の値と比べて 1 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・・・・・・15ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・9 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・6 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・3 ポイント

(別表 2)

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために必要な機械器具等の購入経費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き原則3社以上。)やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上料	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷及び製本に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の	・消耗品は物品受払簿で管

		経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席及び技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の実施に必要な業務をほかの者に委託するために要する経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

（注）上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあっては認めないものとする。

(別表 3)

助成対象とする取組	取組内容	要件	助成単価
1 排水対策技術の導入	弾丸暗渠の施工、心土破砕又は深耕により、透排水性の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合にあつては、生産性向上に向けた技術であり、都道府県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	2,000円/10a ※最大2つまで取り組むことが可能
2 高度排水対策技術の導入	無材穿孔暗渠又は有材補助暗渠により、透排水性の改善に取り組む。		3,000円/10a
3 効率的播種技術の導入	省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種又は狭畦密植栽培の導入により、播種作業の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合にあつては、生産性向上に向けた技術であり、都道府県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	5,000円/10a
4 先進技術の導入	スリット成形播種技術、高速畝立て播種技術又はカットブレーカーによる幅広型心土破砕の導入により、生産性の向上に取り組む。		10,000円/10a
5 土壌診断に基づく土づくり	土壌診断を行い、ほ場の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に取り組む。	・pH、窒素、リン、カリの分析を必須とすること。	3,000円/10a
6 麦種に応じた最適な施肥の実施	麦の品質や生産性を向上させるため、麦種に応じ、施肥配分や施肥方法の見直しに取り組む。		3,000円/10a
7 需要に応じた品種転換	需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種への転換に取り組む。	・播種前に実需者等との間で売買契約を締結すること。	7,500円/10a
8 化学肥料の低減	化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。		1,000円/10a

9 化学農薬の低減	化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上の低減に取り組む。		1,000円/10a
10 スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化	ドローンによる農薬・肥料散布、収量等センサー付きコンバインによる収穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥又は営農管理システムの活用により、生産の高度化・省力化に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外のスマート農業技術を導入する場合にあっては、生産性向上に向けた技術であり、都道府県において普及すべきスマート農業技術として位置付けた技術であること。	5,000円/10a
11 麦・大豆の新規作付け	麦・大豆の国産化に向けて、新たに麦・大豆の生産に取り組む。		7,500円/10a
12 複数年契約の導入	播種前に実需者等との間で複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制の構築に取り組む。		1,500円/10a
13 農地の均平化	レーザーレベラーやGPSレベラー等を用いて農地の均平化に取り組む。		5,000円/10a
14 地域特認技術	地域の環境や農業の実態等を踏まえて、麦・大豆の生産性向上に取り組む。	・都道府県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。 ・別記に基づき地方農政局長等に承認されていること。	都道府県にて設定 (最大で10,000円/10a、この範囲内で複数の技術を設定可)

(別表 4)

費目	細目	内容	注意点
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上料	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷及び製本に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために必要な検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 (1)短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 (2)USBメモリ等の低廉な記録媒体 (3)検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席及び技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の実施に必要な業務をほかの者に委託するために要する経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注) 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあつては認めないものとする。

別記

地域特認技術の取組の追加について

1 手続

- (1) 都道府県知事は、地域特認技術の取組を追加しようとする場合は、別紙様式1により、地方農政局長等に承認の申請を行うものとする。
- (2) (1) の承認申請に当たっては、追加しようとする地域特認技術の根拠となる文献やデータ等を添付するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1) の申請について、別途定める日までに承認の可否を別紙様式2により通知するものとする。

2 承認申請に当たっての留意事項

- (1) 地域特認技術は、原則として、農業者自身が行う取組であり、かつ、取組により農業者自身に追加的な負担（人件費を除く掛かり増し経費）が発生するものとする。
- (2) 地域特認技術の基本的な考え方は次のとおりとする。
麦・大豆生産に係る課題解決に寄与する技術であること。
- (3) 取組の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）を設けること。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

地域特認技術の協議について

麦・大豆生産技術向上事業において、下記の技術を地域特認技術としたいので、添付資料を添えて申請する。

記

1. 技術の名称
2. 技術の具体的内容
※麦・大豆生産に係る課題解決に向けた技術の根拠となる文献、データ等を添付すること。
3. 取組基準
4. 本取組を取り入れる背景及び普及の状況
5. 本取組の今後の活用の見通し

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇農政局長

地域特認技術の協議について（承認）

（承認する場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、下記のとおり承認するので、通知する。

記

1. 承認する技術の名称
2. 承認する技術の具体的内容
3. 承認する取組基準

（承認しない場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、承認しないので、その旨を通知する。